

なくそう 児童虐待!

子どもたちの健やかな育ちのために

児童虐待ってどんなこと?

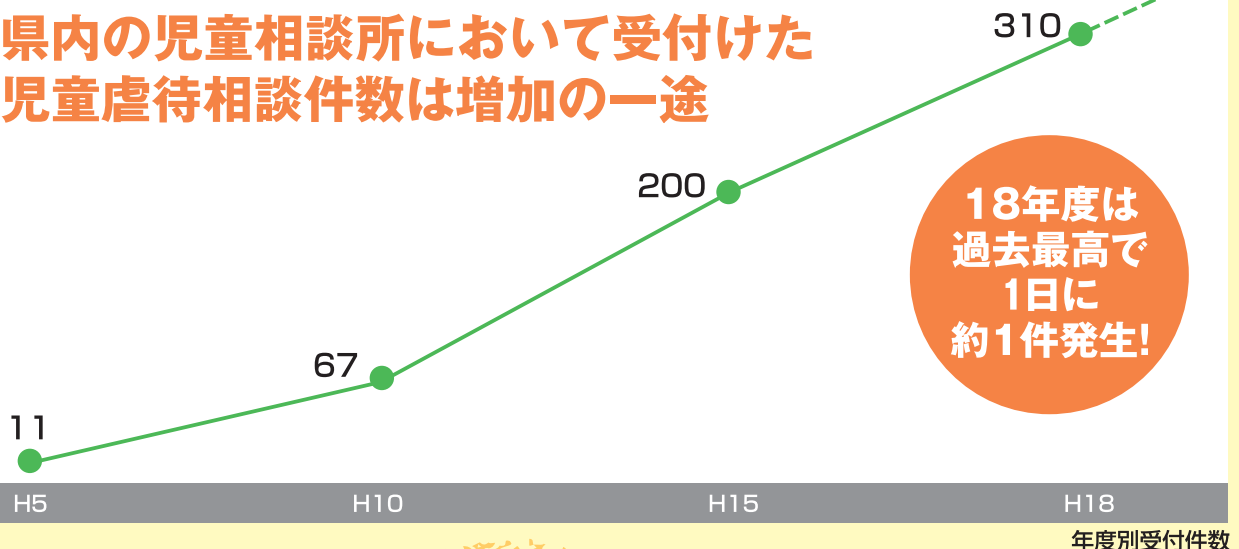
- 言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別
- 適切に食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車内への放置
- なぐる、ける、首を絞める
- 子どもにわいせつな行為、児童ポルノの被写体 など

保護者が子どもに対して行う行為で、

- 子どもの心や体を傷つけたり
- 健全な成長や発達を損なう場合などのことをいいます。



県内の児童相談所において受付けた 児童虐待相談件数は増加の一途



18年度は
過去最高で
1日に
約1件発生!

児童虐待は子どもの命に関わる重大な問題

児童虐待が子どもたちへ 及ぼす影響は？

- 運動機能や知的発達の遅れ
- 必要な保護や医療を受けられず、健康を害する
- 人を信頼できない
- 学習の集中力や意欲の欠如
- 非行や問題行動 など

子どもの健全な成長を阻害
する恐れがあります



児童虐待する保護者の背景には・・・

- しつけに悩んでいる
- 子育てが楽しいと思えない
- 子育てに不安を感じるが、誰にも相談できない
- 子どもの育ちに気になるところがある
- 夫婦間で色々意見が異なり悩んでいる など

子育てや人間関係などの
悩みやストレスなどが影響していると
言われています



保護者の方々へ・・・

- たたいたり、必要以上に叱ったりしていませんか？
- イライラしてしまって子どもを叱っていませんか？
- 体罰は痛みを与えるだけで、しつけとはいえません
- 子どもの反抗には理由があります 「なぜ？」と考えてみましょう
- 子どもの悪いところばかり見ないで、長所を見つけましょう
- 子どもは日々成長しています 見守るゆとりの気持ちをもちましょう
- 子どもとの関わり方に悩んだら、身近な人や相談機関に相談しましょう



子どもたちの健やかな育ちのために…

- 「しつけのつもり…」は言い訳 (子どもの立場に立って判断しましょう)
- ひとりで抱え込まない (人の力を借りたり、貸したりしましょう)
- 親(保護者)の立場より子どもの立場 (子どもの命を最優先しましょう)
- 虐待はあなたの周りでも起こりうる (特別なことではありません)

(厚生労働省リーフレット等より抜粋)

児童虐待の通告(連絡)は国民の義務として 法律で定められています

「おかしい」→「気になる」「心配」と感じたら迷わず
相談窓口に連絡(通告)をお願いします!

連絡(通告)が間違いであっても
責任は問われず、秘密も守られます

相談窓口

最寄の各市町村児童福祉担当課

県の福祉事務所 (各振興局保健福祉環境部)

児童相談所 (専門の職員が相談に対応します)

岩手県福祉総合相談センター

TEL:019(629)9608 FAX:019(629)9612

一関児童相談所

TEL:0191(21)0560 FAX:0191(21)0561

宮古児童相談所

TEL:0193(62)4059 FAX:0193(62)4054



福祉総合相談センター・児童相談所は児童虐待24時間対応

虐待や子育てに関する様々な相談、不登校や非行など
子どもの行動上の悩みについて相談できます。